



令和7年度 使途選択募金 ながの「推し活プロジェクト」 実施要領

社会福祉法人 長野県共同募金会

1 趣旨

赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

このプロジェクトは、寄付者が赤い羽根共同募金を通じて、特に応援したい（推したい）活動を選んで寄付し、その寄付額が選ばれた団体への配分額に直接反映される使途選択型の募金です。

本プロジェクトにご参加いただく団体におかれましては、赤い羽根共同募金の趣旨をご理解いただき、ご活用いただくことで、団体の活動内容や解決したい社会課題・地域課題についての広報・啓発を行いながら応援・寄付を募り、その後も継続して地域全体で町を良くしていく取り組みです。

2 募金運動と活動の実施

(1) 参加団体募金運動準備期間

参加団体の決定後、12月末までを準備期間とし、インターネット上での周知・募金振込用紙付チラシの制作等の広報・啓発活動を行います。チラシの作成にあたっては、取材を行い、協働して制作を進める予定です。

本会は関係機関・団体及び報道機関等への周知に努めるとともに、本会ホームページ上でも周知を行い、広報の支援等を行います。

(2) 募金運動期間

令和8年(2026年)1月1日(木)から3月31日(火)までの期間で寄付を受け付け、参加団体が主体となって募金運動を実施します。

(3) 募金方法

所定の募金振込用紙による振込や街頭募金、本会ホームページのインターネット募金により本会が受け付け、本会の取引金融機関口座において管理します。

また、寄付金は日々集計し、その金額・件数は参加団体と連携し、公表します。

3 参加(配分)対象団体

次の要件を満たしている団体を対象とします。

- (1) 長野県内で活動する民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持ち、定款・会則等を有し、活動内容及び会計情報を公開できる団体であること。
- (3) 政治活動・宗教活動を目的とした団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。
- (4) 赤い羽根共同募金や当該団体の活動を周知し、課題解決の必要性について理解を促す工夫ができること。

4 配分対象とする主な活動分野

配分対象とする活動分野は、公的制度では解決できない様々な福祉課題の解決に取り組む活動とする。

(※団体の組織運営及び管理事務に係る経費は対象外)

(1) 未来をつくる若者・子どもたちのための活動

ニート・不登校・ひきこもりの人を支援する活動、児童虐待・いじめを防止するための活動、若者・子どもの居場所づくりや学習支援の活動など

(2) 地域で誰もが孤立しないでつながりが持てる地域づくりのための活動

生活課題を抱える高齢者等を支援する活動、障がい者の地域移行を支援する活動、子育てに悩む家庭を支援する活動、外国人が地域で孤立しないための活動、身寄りのない高齢者等への対応など

(3) その人の尊厳と自立を支えるための活動

自殺予防活動、生活困窮者・ホームレス等の支援活動、難病者の支援活動、犯罪被害者家族の支援活動、DV・虐待防止活動、権利擁護の活動など

(4) 日常生活に困難を抱える人を支援する活動

重症児等とその家族の支援、ヤングケアラーや児童養護施設等を退所した若者の支援活動、DV・虐待被害者へのシェルター提供、フードバンクや子ども食堂等の食支援、居住支援や居場所づくり、相談支援の活動など、日常生活に困難を抱える人の支援活動

(5) 地域活動への参加者を増やす、担い手づくりの活動

地域活動への参画を広げる活動、地域に活動の場や担い手を増やす活動など

(6) その他、福祉に係る地域課題・社会課題の解決に取り組む活動

5 配分対象となる活動の実施期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

6 参加申請方法

令和7年(2025年)11月28日(金)【消印有効】までに所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて電子メール又は郵送により本会に提出してください。

申請書は下記 URL 又は本会ホームページから取得できます。

【様式ダウンロード】 <https://www.akaihane-nagano.or.jp/20251010-10796>

【申請書類の提出先】 E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

郵 送 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階



7 その他の留意事項

(1) 募金の入金管理や広報用資材(チラシなど)の作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきますので予めご了承ください。

(2) 配分額は募金実績額から10%を控除した額の範囲内で、本会が承認した額とします。

なお、控除後の金額が募金目標額を超える場合は、事業の計画等について、本会と協議を行うこととします。

(3) 募金実績が申請事業に必要な額に達しない場合は、申請内容の見直し及び配分計画の変更となる場合があります。

(4) 配分については、評議員会等における配分の決定が必要なため、令和8年4月以降となります。

8 募金活動及び配分活動日程

2025年	11月28日	申請書の提出期限
	12月初旬	参加団体の選定及び配分計画の承認
		参加団体への説明
	12月中旬	募金活動の準備
2026年	1月1日	募金活動の開始
	3月	配分委員会、理事会及び評議員会における決定
	3月31日	参加団体による募金活動の終了
	4月	募金実績に基づく申請内容の見直し及び配分計画の変更
		使途選択募金参加団体による事業の実施 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)※1
	6月	配分委員会、理事会及び評議員会における配分の決定※2

※1 3月評議員会以前に集まった募金の交付請求が可能になります。

※2 3月評議員会以降に集まった募金の交付請求が可能になります。